

旭医大達第52号
令和4年5月20日

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局事務分掌規程（平成16年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
第1条～第54条（略） （医療支援課） 第55条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の9係を置く。 （1） 医療支援係 （2） <u>医療評価係</u> （3） <u>地域連携係</u> （4） <u>社会福祉係</u> （5） <u>入院支援係</u> （6） <u>入院係</u> （7） <u>外来係</u> （8） <u>収納係</u> （9） <u>医療安全係</u> 第56条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。 （1） 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する こと。	第1条～第54条（案） （医療支援課） 第55条 医療支援課にその事務を分掌させるため、次の9係を置く。 （1） 医療支援係 （2） <u>地域連携係</u> （3） <u>社会福祉係</u> （4） <u>医療安全係</u> （5） <u>医療評価係</u> （6） <u>入院支援係</u> （7） <u>入院係</u> （8） <u>外来係</u> （9） <u>収納係</u> 第56条 医療支援係においては、次の事務をつかさどる。 （1） 医療支援課の所掌事務についての総括及び連絡調整に関する こと。

- (2) 社会保険等の診療契約に関すること。
- (3) 先進医療に関すること。
- (4) 治験に係る診療費に関すること。
- (5) 病院の診療に係る諸規程に関すること。
- (6) 診療情報の提供に関すること。
- (7) 患者の苦情相談に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 病院内の案内に関すること。
- (9) 病院におけるボランティア活動に関すること。
- (10) ファミリーハウスに関すること。
- (11) 病院ライブラリーに関すること。
- (12) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関すること。

第57条 医療評価係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高難度医療管理センターに関すること。
- (2) 高難度新規医療技術の提供に関すること。
- (3) 看護師特定行為研修修了後の特定行為の実施に関すること。
(新設)
- (4) その他医療の安全管理に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。（新設）

第58条 地域連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域の医療機関等との連携に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 患者の公費負担医療に係る手続に関すること。

- (2) 社会保険等の診療契約に関すること。
- (3) 先進医療に関すること。
- (4) 治験に係る診療費に関すること。
- (5) 病院の診療に係る諸規程に関すること。
- (6) 診療情報の提供に関すること。
- (7) 患者の苦情相談に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 病院内の案内に関すること。
- (9) 病院におけるボランティア活動に関すること。
- (10) ファミリーハウスに関すること。
- (11) 病院ライブラリーに関すること。
- (12) その他医療支援課所掌の事務のうち、他の係に属しない事務に関すること。

第57条 地域連携係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域の医療機関等との連携に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 患者の公費負担医療に係る手続に関すること。

第58条 社会福祉係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の社会的、経済的問題等の相談に関すること。
- (2) 地域の保健医療、福祉機関等との連携に関すること。

(削除)

第59条 社会福祉係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の社会的、経済的問題等の相談に関する事。
- (2) 地域の保健医療、福祉機関等との連携に関する事。
- (3) 退院援助に関する事。

(削除)

(削除)

(削除)

第60条 入院支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関する事。
- (2) 入退院センターに関する事。
- (3) 医師事務作業補助に関する事。

(削除)

第61条 入院係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入院患者の保険診療等の診療報酬の審査に関する事。
- (2) 入院患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関する事。
- (3) 国保連合会との連絡調整に関する事。
- (4) 入退院患者の受付に関する事。(新設)
- (5) 入院患者の診療費の算定に関する事。(新設)
- (6) 入院患者の諸料金納付書の発行に関する事。(新設)
- (7) 入院患者の診療報酬明細書等の作成に関する事。(新設)

(3) 退院援助に関する事。

第59条 医療安全係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全管理に関する事。
- (2) 医事紛争に関する事。
- (3) インシデントに係る医療相談、苦情等に関する事。
- (4) 病院損害賠償保険に関する事。
- (5) 医療事故の報告に関する事。
- (6) 感染対策に関する事。

第60条 医療評価係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高難度医療管理センターに関する事。
- (2) 高難度新規医療技術の提供に関する事。
- (3) 看護師特定行為研修修了後の特定行為の実施に関する事。
- (4) その他医療の安全管理に関する事（他の係の所掌に属するものを除く。）。

第61条 入院支援係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 病床の適正な管理に関する事。
- (2) 入退院センターに関する事。
- (3) 医師事務作業補助に関する事。

- (8) 包括評価に係る調査及び連絡調整に関すること。(新設)
- (9) 患者に係る諸証明の発行に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。 (新設)

第62条 外来係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外来患者の保険診療等の診療報酬の審査に関すること。
- (2) 外来患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関すること。
- (3) 支払基金等との連絡調整に関すること。
- (4) 外来患者の受付に関すること。
- (5) 外来患者の診療費の算定に関すること。
- (6) 外来患者の諸料金納付書の発行に関すること。
- (7) 外来患者の診療報酬明細書等の作成に関すること。
- (8) 患者に係る諸証明の発行に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。 (削除)

第63条 収納係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療費の収納、保管及び払込みに関すること。
- (2) 診療費の債権管理に関すること。
- (3) 診療費の調査決定に関すること。
- (4) 診療費に係る諸証明に関すること。
- (5) 診療費の督促等に関すること。
- (6) その他病院収入に関すること。

(削除)

第62条 入院係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入院患者の保険診療等の診療報酬の審査に関すること。
- (2) 入院患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関すること。
- (3) 国保連合会との連絡調整に関すること。
- (4) 入院患者の受付に関すること。
- (5) 入院患者の診療費の算定に関すること。
- (6) 入院患者の諸料金納付書の発行に関すること。
- (7) 入院患者の診療報酬明細書等の作成に関すること。
- (8) 包括評価に係る調査及び連絡調整に関すること。
- (9) 患者に係る諸証明の発行に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。 (削除)

第63条 外来係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外来患者の保険診療等の診療報酬の審査に関すること。
- (2) 外来患者の保険診療等の診療報酬の請求及び査定に関すること。
- (3) 支払基金等との連絡調整に関すること。
- (4) 外来患者の受付に関すること。
- (5) 外来患者の診療費の算定に関すること。
- (6) 外来患者の諸料金納付書の発行に関すること。
- (7) 外来患者の診療報酬明細書等の作成に関すること。

(削除)

第64条 医療安全係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全管理に関すること。
- (2) 医事紛争に関すること。
- (3) インシデントに係る医療相談、苦情等に関すること。
- (4) 病院損害賠償保険に関すること。
- (5) 医療事故の報告に関すること。
- (6) 感染対策に関すること。

附 則

この規程は、令和4年5月20日から施行し、改正後の旭川医科大学
事務局事務分掌規程は、令和4年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和4年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(8) 患者に係る諸証明の発行に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。

第64条 収納係においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 診療費の収納、保管及び払込みに関すること。
- (2) 診療費の債権管理に関すること。
- (3) 診療費の調査決定に関すること。
- (4) 診療費に係る諸証明に関すること。
- (5) 診療費の督促等に関すること。
- (6) その他病院収入に関すること。